

力を合わせて前へ！

大和郡山市新型コロナウイルス対策本部

## 大和郡山市 定例記者会見

(令和4年7月)

日時： 令和4年7月21日(木)  
11時00分～

場所： 大和郡山市役所  
4階 小会議室

### 【定例】

- ① リニア中央新幹線中間駅の誘致活動について(企画政策課)
- ② 大和郡山市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設立について(人権施策推進課)
- ③ 小学生サミットの開催について(学校教育課)

## 報 道 資 料

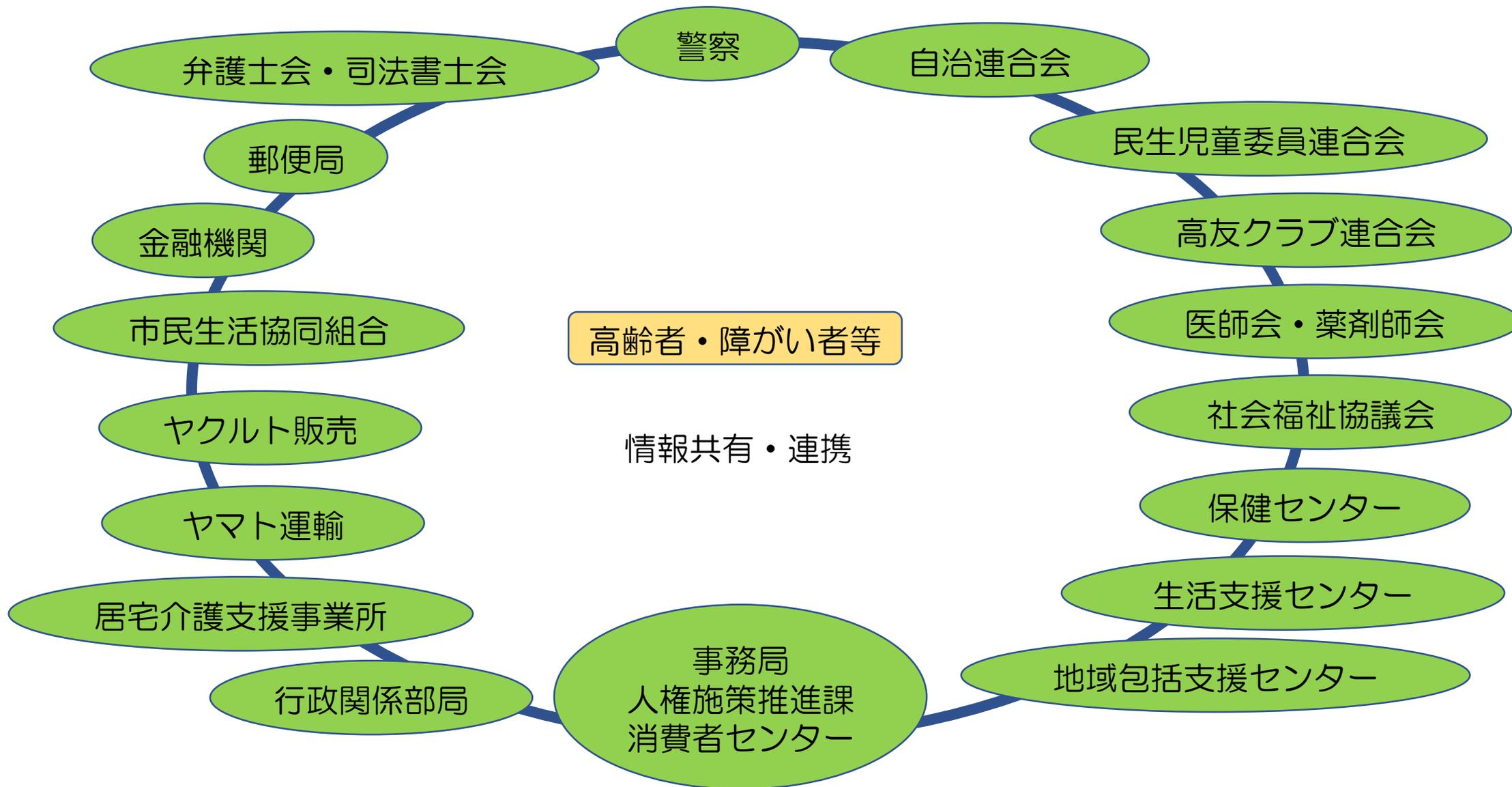
<p><b>件 名</b></p>	<p>リニア中央新幹線中間駅の誘致活動について</p>
<p><b>日時・場所 概 要</b></p>	<p>①「リニア中央新幹線中間駅の大和郡山市への建設促進期成同盟会」総会          日時 令和4年7月29日(金)          午後1時30分～午後3時00分 (受付:午後1時～)          場所 DMG MORI やまと郡山城ホール・レセプションホール</p> <p>〔主な内容〕</p> <p>○大和郡山市リニア中央新幹線に係る新駅候補地調査検討業務について          八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部・国内事業部          社会計画部 技術第5課 長野 成良 氏</p> <p>○総会決議</p> <p>〔参加予定者〕 市民、市内各種団体及び県議会議員・市議会議員など          〔共催〕 大和郡山市・大和郡山市議会・          リニア中央新幹線中間駅の大和郡山市への建設促進期成同盟会</p>
<p><b>日時・場所 概 要</b></p>	<p>②「奈良県にリニアを！の会」総会          日時 令和4年8月9日 (火)          午後2時00分～午後3時30分 (受付:午後1時30分～)          場所 DMG MORI やまと郡山城ホール・レセプションホール</p> <p>〔主な内容〕</p> <p>○議事 ・令和3年度事業報告及び収支決算報告について          ・令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について          ・提言書(案)について</p> <p>○大和郡山市リニア中央新幹線に係る新駅候補地調査検討業務について          八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部・国内事業部          社会計画部 技術第5課 長野 成良 氏</p> <p>〔参加予定者〕 県内36市町村長、県会議員</p>
<p><b>問合せ</b></p>	<p>大和郡山市 総務部 企画政策課 (担当:小鯛) TEL 0743-53-1160</p>

令和4年7月21日

# 報道資料

<b>件名</b>	大和郡山市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設立について ※奈良県内の市町村では、初めての設立。
<b>概要</b>	<p>消費生活センターへ寄せられる高齢者や障害者の方々の相談の背景には、生活困窮や社会的孤立、認知力の低下などが多く潜んでいます。また、本人からの相談が少なく、対応が遅れることで被害が拡大していく面があり、このような被害の防止は地域社会全体で取り組むべき課題です。市内においても特殊詐欺の被害が多発しており、6月には、市内の一人暮らしの高齢者が、警察をかたる男らに現金3200万円をだまし取られる特殊詐欺被害に遭ったという事例も発生しております。このような課題に対応するため、本市は「大和郡山市消費者安全確保地域協議会」を設立します。</p> <p>※令和4年4月1日 大和郡山市消費者安全確保地域協議会 設置要綱制定（別添参照）</p> <p>※構成機関数 30団体</p> <p>【大和郡山市消費者安全確保地域協議会の設立および全体説明会】</p> <p>◆日時 令和4年8月3日（水） 午前10時～</p> <p>◆場所 大和郡山市役所（新庁舎）4階 大会議室</p>
<b>問合せ</b>	大和郡山市 人権施策推進課 消費者センター 富岡・堀内・北口 0743-53-1583

# 大和郡山市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）



## 大和郡山市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、本市における高齢者や障害者等消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止（以下「消費者被害防止等」という）を図るため、高齢者等に関わる関係機関相互の連携を強化し、消費者被害の現状や課題等についての情報を共有し、実効的で持続可能な見守り活動を推進することを目的として設置する大和郡山市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成機関)

第2条 協議会の構成機関は、別表に掲げるとおりとする。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の消費者被害防止等の推進に関する事項
- (2) 見守り活動に関する事項
- (3) 高齢者等の消費者被害防止等に係る構成機関相互の連携及び有用な情報の共有に関する事項
- (4) その他消費者被害防止等のために必要な事項

(代表者会議)

第4条 協議会に代表者会議を置き、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 高齢者等の消費者被害防止等に係る方針に関する事項
- (2) 高齢者等の消費者被害防止等の取組に有用な情報の共有に関する事項
- (3) 構成機関相互の総括的な連絡調整及び連携に関する事項
- (4) 次条に規定する実務者会議からの報告に関する事項
- (5) その他協議会の運営に必要な事項

2 代表者会議は、構成機関の代表者又は構成機関の代表者が指名する代理人（以下「代表者等」という。）により構成する。

3 代表者会議に会長及び副会長を置く。

4 会長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 代表者会議の会議は、年1回開催するものとし、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときは、市長が招集する。

7 前項の規定に関わらず、会長が消費者被害防止等のために必要と認めたときは、臨時に代表者会議を招集し、開催することができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第5条 協議会に実務者会議を置き、次に掲げる事項の具体的検討を行う。

- (1) 消費者被害防止等の取組の実施に関する事。
- (2) 消費者被害防止等の取組において把握した個別案件に関する情報共有及び連絡調整に関する事項
- (3) その他協議会の運営に必要な事項

- 2 実務者会議は、構成機関の代表者に指名された当該機関の構成員による会議とする。
- 3 実務者会議に座長を置き、大和郡山市消費者センター所長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 実務者会議の会議は、座長が招集する。
- 6 前条第8項の規定は、実務者会議について準用する。
- 7 座長は、必要に応じて、実務者会議における協議の結果を代表者会議に報告するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護に関する義務)

第6条 協議会の構成員及び協議会の事務に従事する者は、協議会の活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大和郡山市消費者センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

大和郡山市自治連合会
大和郡山市民生児童委員連合会
大和郡山市高友クラブ連合会
大和郡山市医師会
大和郡山市薬剤師会
郡山警察署
奈良弁護士会
奈良司法書士会
大和郡山市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所連絡会
市内各郵便局
南都銀行 市内各支店
奈良信用金庫 本店及び市内各支店
奈良県農業協同組合 市内各支店
市民生活協同組合ならコープ
奈良ヤクルト販売
ヤマト運輸大和郡山支店
市民安全課
介護福祉課
障害福祉課
地域包括ケア推進課
保健センター
地域包括支援センター
第二地域包括支援センター
第三地域包括支援センター
第四地域包括支援センター
障害者生活支援センターはあと
障害者生活支援センターりんく
生活支援センターふらっと
消費者センター

# 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置について

## 背景

- ◎認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ◎相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する更なる取り組みが必要

## 高齢者の消費者トラブルの特徴

- ・加齢に伴う判断力低下、契約や同種被害に関する情報不足
- ・昼間に1人で在宅することが多く、訪問販売、電話勧誘販売等に遭いやすい
- ・人を疑わず、話し相手になってくれる販売員を慕って契約するケース
- ・家族、親族間の関係が希薄で孤立している
- ・被害に遭ったと自覚しても、「恥ずかしい」、「家族に迷惑をかけたくない（怒られたくない）」、「騙された自分が悪い」と思う
- ・消費生活センター等の相談窓口があることを知らない
- ・一度被害に遭うと次々販売により被害が拡大し、支払金額も高額になる
- ・契約した経緯の証明や、判断能力が不十分であったことの証明が困難



高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見・救済のためにも、近隣住民、介護・福祉関係者、警察等地域の様々な主体が、高齢者の消費生活上の安全に気を配り、何かあれば消費生活センター等につなぐ仕組み作りが必要

## 見守りネットワークの概要

平成26年6月に改正された消費者安全法では、地方公共団体に、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人の消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」（以下「見守りネットワーク」という。）を設置できると規定されました。

## 見守りネットワーク設置のメリット

見守りネットワークを設置するメリットは、たとえ本人同意が得られない場合であっても、ネットワークの構成員間で、見守りの対象者に関する個人情報の提供が可能となり、構成員間で被害に遭っていると考えられる高齢者・障がい者の個人情報を共有ができることにあります。

また、情報を共有し、互いに顔の見える関係を築くことで高齢者や障がい者の個人情報を含めた被害情報が、スムーズに消費生活センターにつながり、被害の未然防止・拡大防止につながりやすくなるというメリットがあります。

## 見守りネットワークの役割

構成員間での情報共有により、見守り活動を行う。

日々の活動や業務を通して行う見守り活動の中で、高齢者や障がい者の異変を察知した場合は、消費生活センターへ連絡し、被害の未然防止や被害回復を図る。

## 見守りネットワーク構成員について

市関係部署：市民安全課、介護福祉課、障害福祉課、地域包括ケア推進課、保健センター  
地域包括支援センター（4ヶ所）、障害者生活支援センターはあと、  
障害者生活支援センターりんく、生活支援センターふらっと  
事務局：人権施策推進課（消費者センター）

関係機関、団体：郡山警察署、社会福祉協議会、自治連合会、民生児童委員連合会  
高友クラブ連合会、医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所連絡会  
奈良弁護士会、奈良司法書士会、郵便局、金融機関、生活協同組合  
ヤクルト販売、ヤマト運輸

令和4年7月21日

## 報道資料

件名	・小学生サミット開催について
日時 ・ 場所	令和4年8月5日（金）午前10：15～11：45 DMG MORIやまと郡山城ホール レセプションホール
概要	2024年が、「市制70周年」「金魚伝来300年」になることから、それにふさわしいイベントや行事の提案を、市長に対し小学生がプレゼンテーションします。 <タイムスケジュール> 9：45～ 受付開始 10：15～ 小学生サミット開始 ・各校代表2名が市長にパソコンでプレゼンテーション、質疑応答 ・記念撮影 11：45ごろ終了予定
問合せ	大和郡山市教育委員会事務局 学校教育課 山口 弘一 （内線722）